

本調整会議の今後の開催基準について

令和5年7月13日市長決裁にて制定した「新型コロナウイルス感染症対策調整会議運営基準」では本調整会議の開催基準として、坂戸保健所定点報告30を超えたとき（インフルエンザの警報レベルに達したとき）に、対面による会議にて実施すると定めている。

しかしながら、今後、継続又は断続して坂戸保健所定点報告が30を超えることが想定されるため、以下のとおり、開催基準を設けることとしたい。

開催基準（案）

坂戸保健所定点報告が、継続又は断続して30を超えており、かつ次のいずれかに該当する場合に開催する。

- ・国、県の通知等の発出による新たな感染対策が示された場合
- ・市長が開催の必要があると認める場合